

---

# 第2章 各論

---



# 1 地域福祉計画



# 地域福祉計画

## ～ みんなで支え合うまちづくりをします ～

～歳を重ねても、病気でも、障がいがあっても、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会づくり～

住民の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが必要不可欠です。

このことから国において、平成 12 年 6 月に「社会福祉事業法」が改正され、新たに「社会福祉法」に地域福祉の推進が明示されました。平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正に伴い、市町村における地域福祉計画策定が任意から努力義務となったことを踏まえ、厚生労働省から策定ガイドラインが示されました。また、同法改正により「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込まれるべき事項として新たに追加されました。さらに令和 3 年 4 月施行の同法改正では、重層的支援体制整事業が新たに創設されました。

本町では、町社会福祉協議会が「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられていることから、平成 18 年 3 月に社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るため、行政と町社会福祉協議会等と協働で「地域福祉計画」を策定しました。

また、平成 19 年 8 月、国から義務付けられた「地域福祉計画に要援護者の情報を適切に把握し、関係機関等との共有を図り、災害時に迅速に対応支援する方策」を地域福祉計画に新たに盛り込むとともに、地域の実情と新たなニーズに対応するため、平成 20 年度及び平成 23 年度において内容の見直しを行ってきました。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（注1）避難支援プランの作成が市町村に義務付けられたことから、国・県の取組指針等を踏まえ、本町では、別途雫石町避難行動要支援者避難支援プランを平成 27 年 4 月に策定し、取り組みを推進しているところです。

本計画は、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 25 年 8 月の大雨洪水災害の発生を踏まえ、地域における災害時の対応力を強化するとともに、新たに消費者支援、地域医療対策、地域共生社会の実現に向けた施策等を盛り込むとともに、個々の施策内容を見直し、発展させて策定しました。この計画により、みんなで支え合うまちづくりを推進します。

### ●根拠法令●

社会福祉法（平成 12 年法律第 111 号）第 107 条

注1 避難行動要支援者：障がい者・高齢者・難病患者などのうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。

● 施策の体系 ●

～ みんなで支え合うまちづくりをします ～

<基本理念>

<基本目標>

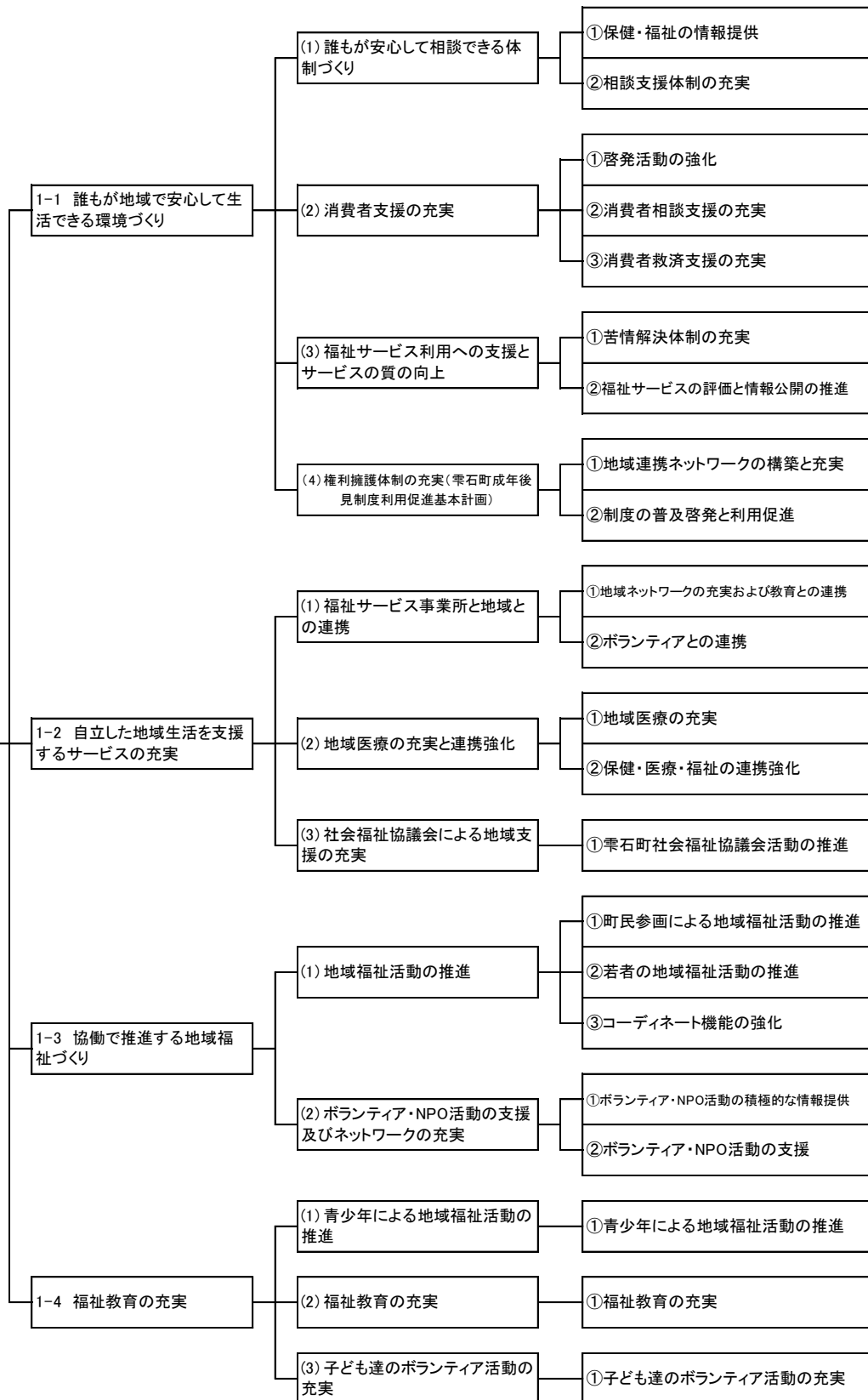
<施策の方向>

<施策内容>

1 地域福祉計画

**みんなで支え合うまちづくりをします**

～歳を重ねても、病気でも、障がいがあっても、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会づくり～

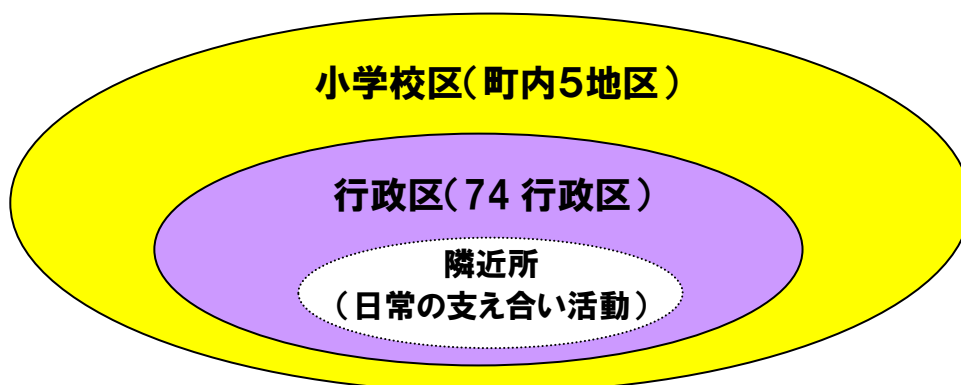


## <地域福祉推進の基本単位>

町民の生活圏を踏まえ小学校区を地域福祉の基本単位として推進します。また、地域福祉を効果的に推進するため、より身近な行政区を実践活動の基本区域ととらえ、それぞれの地区の中で「支え合い・助け合い」による活動を実践します。

さらに、日常の隣近所のつながりの中に「支え合い・助け合い」活動があることから、これを最も身近な小地域とし、地域福祉を推進します。

- 地域福祉推進のための基本単位



- 小学校区 (町内各小学校区5地区)

|        |         |        |        |         |
|--------|---------|--------|--------|---------|
| 雫石小学校区 | 七ツ森小学校区 | 御所小学校区 | 西山小学校区 | 御明神小学校区 |
|--------|---------|--------|--------|---------|

## <計画推進のためのそれぞれの役割>

住み慣れた地域の中で、生きがいをもって安心して生活を送るためには、住民同士がつながりを持ち「支え合い・助け合い」による地域社会をつくることが重要です。また、すべての人に役割があることを理解し、お互いを尊重しながら行動していくことが大切です。

### (1) 個人・家庭の役割

近年、核家族化等により家庭の養育機能の低下が危惧されていますが、子どもにとって家庭は、基本的な生活習慣や「支え合い・助け合い」の意識を身につける場として、最も重要だと考えられています。このことから、家族間でもお互いを尊重し、助け合いの意識で生活するよう一人ひとりが取り組む必要があります。

- 家族一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持ちましょう。
- 一人ひとりが自分らしく生活するため、子育てや家事が大きな負担とならないよう、家族みんなで協力しましょう。
- 子どもが地域や社会など様々な関わりの中で、多様なライフスタイル(注1)を認めることができるように、家庭でも環境や機会を作りましょう。

### (2) 地域コミュニティ組織(行政区)の役割

人口減少や少子高齢化、生活スタイルの多様化などにより地域の連帯意識は希薄化の傾向にあります。いつまでも住民一人ひとりが自分らしく、地域で安心して生活するため、最も身近な生活範囲である行政区単位において課題を話し合える環境づくりを進め、住民相互による「支え合い・助け合い」を基本とした地域活動に取り組む必要があります。

- 地域住民の親睦と交流を図りながら、地域にある課題を話し合える場をつくり、課題解決に向けて取り組みましょう。
- 行政や関係機関と連携し、子どもや高齢者・障がい者等の要支援者を地域で支え合う持続的な仕組みづくりや「支え合い・助け合い」の機運を高めるため、多様な住民の参画を促しましょう。
- 災害時避難行動要支援者の災害時の避難経路や支援方策を定期的に地域住民で確認するとともに、平時から要支援者を支えるよう地域で可能な範囲で協力し合いましょう。

注1 ライフスタイル：衣食住のあり方だけでなく、生活様式や個人の生き方全般のこと。



### (3) 小学校区の役割

地域福祉を推進する上では、地域住民の抱える様々な課題を抽出するとともに、課題を解決していくことが重要です。身近な生活課題の抽出に向け、地域規模や風土、歴史文化が似ている小学校区を生活圏として位置付け、行政区単位で解決できない課題の解決に向けた仕組みづくりを行政と地域で行う必要があります。

- 小学校区等で行われる懇談会・研修会には、できるだけ多くの地域住民や行政区長、地域コミュニティ（注1）組織代表者、民生委員・児童委員（注2）、ボランティア、事業者等が参加し、地域の課題把握と共有に努めるとともに、行政区単位では解決できない課題の検討を行いましょ。う。
- 地域住民が小学校区単位で行う学校行事や地域活動に積極的に参加し交流を図りましょ。う。

### (4) ボランティア・NPOの役割

地域で住民活動を行う組織・団体（NPO）やボランティアの活動は、行政と住民との協働を進めていくうえで欠かすことができないものです。

地域課題への対応や地域コミュニティの活性化など、地域住民の普通の暮らしを支える役割を担う必要があります。

- ボランティア団体（個人ボランティア含む）は、住民主体の豊かでいきいきとした地域を築くためにも、行政やNPOだけでなく、社会的サービスの担い手としての活動をより一層活発にしましょ。う。
- NPO団体及びNPO法人は、それぞれの組織の目的に基づき組織基盤強化を図り、ボランティアの方々や他の住民活動組織・団体との連携、協力を進めるとともに、社会的サービスの担い手として積極的に活動しましょ。う。

注1 コミュニティ：居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

注2 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。厚生労働大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無給。

## (5) 民生委員・児童委員の役割

少子高齢社会の進展と地域福祉の推進により、住民の身近な支援者として、民生委員・児童委員の活動が増加しており、その役割は一層重要となっています。地域住民と行政とのパイプ役として、地域住民に信頼される民生委員・児童委員となるために資質の向上に努め、行政及び関係機関との情報交換により、緊密な連携を図る必要があります。

- 住民の身近な支援者となるために、研修、会議等に積極的に参加し資質の向上に努めるとともに、地域において住民が相談しやすい関係づくりのために、地域活動に積極的に参加しましょう。
- 町地域包括支援センターや町社会福祉協議会等との連携により、地域の高齢者等の実態把握に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、相談・支援に努めましょう。

## (6) 社会福祉協議会の役割

町社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するための担い手として、関係機関と連携し積極的な事業を展開する必要があります。また、地域福祉推進のために、住民の活動をサポートし、その相談・支援に努める必要があります。

また、住民の課題の収集と解決を図るために、公的制度では対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動を積極的に取り組んでいく必要があります。

- 住民との協働により地域福祉活動を直接的に実践する団体として、私的サービスの充実により住民福祉の向上を図ります。
- 地域福祉を推進するために、住民の地域福祉に対する意識の高揚と地域活動の活発化を図るために先進的活動事例の紹介や意識啓発等の情報の提供をします。
- ボランティアや各種団体の活動を支援するとともに、住民福祉の向上を図る活動を促進します。
- 行政区の活動をサポートするために相談・支援に努め、行政や関係機関、団体等と連携を図りながら地域福祉を推進します。
- 小学校区を住民からの課題の収集の場として位置づけ、行政区だけで解決できない課題を検討するために行政や関係機関、団体等と連携を図りながら地域福祉を推進します。
- 生活困窮者自立支援制度に基づく、町民の生活の困りごとの相談を受け、関係機関や地域と共に一人一人の困りごとに添った問題解決と生活の自立に向けた支援を実施します。

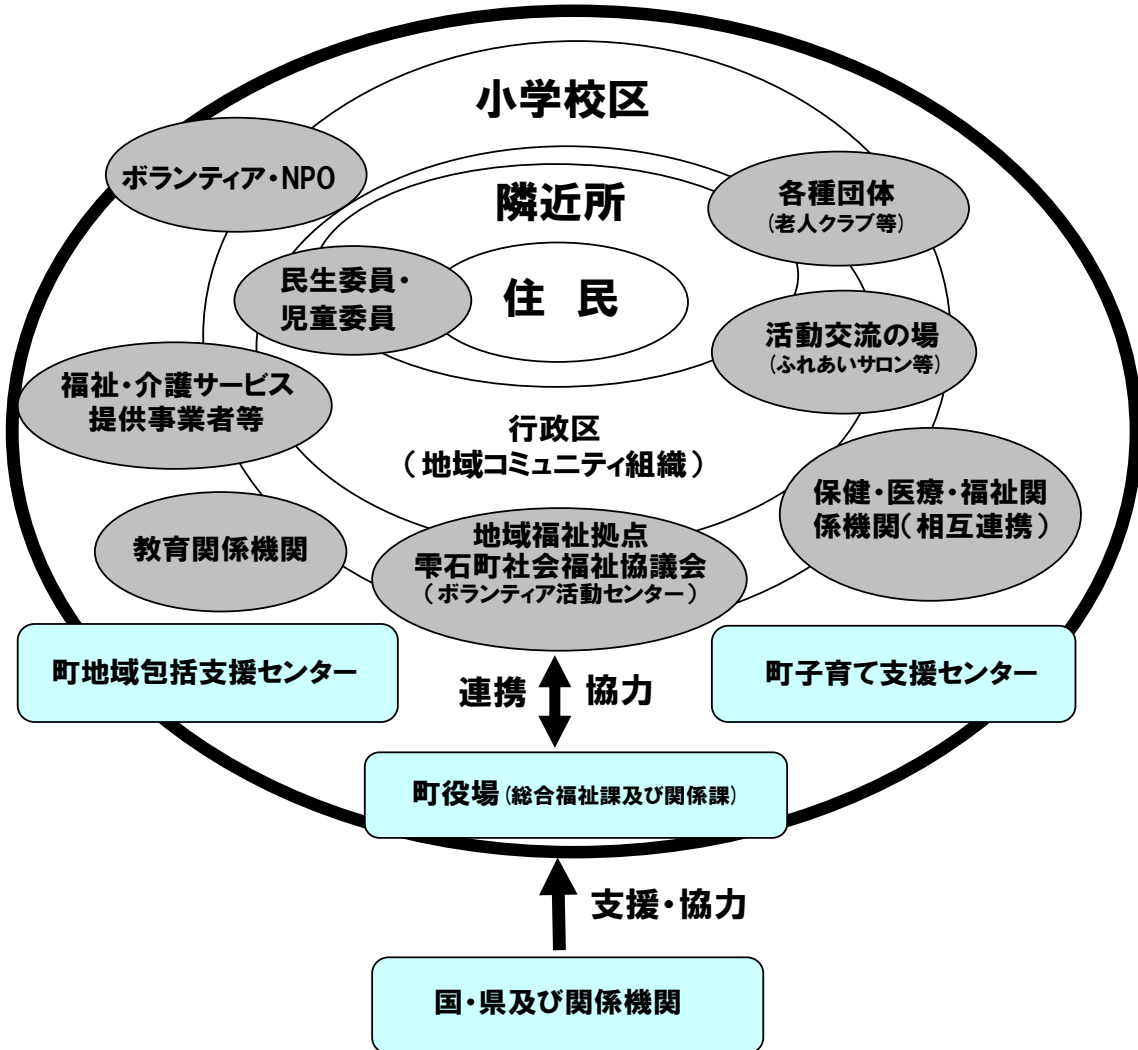
## (7) 行政の役割

地域福祉をはじめとする高齢者、障がい者、児童・生徒等に対する福祉施策は、広範な分野にわたることから、一貫性のある施策の推進体制が求められます。住民と町・県や国とが一体となった効率的かつ効果的な施策の推進を図る必要があります。さらに、今後の福祉施策を展開する上で、行政、民間事業者、各種団体、住民等がそれぞれ持つ強みや機能を発揮し、総力を結集する『協働のまちづくり』を進める必要があります。

- 福祉施策推進体制の有機的連携を図り、関連施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 地域福祉をはじめとする福祉施策について、住民と協働のもとに適切な福祉サービスをきめ細やかに展開するために、住民のニーズを踏まえ、行政、民間事業者、各種団体、住民等の役割を明確にして取り組みます。
- 個人・家庭、地域コミュニティ組織、小学校区、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、連携を図ります。
- 地域福祉実践団体である町社会福祉協議会を支援するとともに、連携を図り協働により地域福祉を推進します。
- 住民が地域で話し合い、課題解決に向けた体制づくりのために、町が主体となりきっかけづくりを行うとともに、地域福祉に関連する自主的な取り組みを支援します。
- 各種団体等による福祉向上に対する取り組みを支援します。
- 各種広報活動等を通じて、思いやりの心と地域福祉の「支え合い・助け合い」の浸透により、地域で暮らしやすい環境を整えるための啓発に努めます。
- 支援が必要な住民が容易に相談できる環境づくりのために、関係機関と連携を十分に図り、相談支援体制づくりに取り組みます。
- 地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築に努めます。

○ 地域福祉ネットワークイメージ図

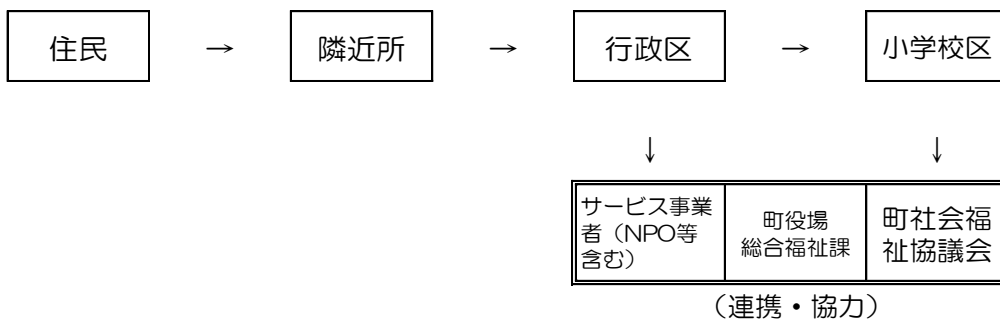
【自助・共助】



【公助】

地域で課題解決するための相談先 イメージ例

(地域で解決できる課題を抱えている場合)



※これは、あくまでイメージ例であり、この順番を遵守するということではなく、内容に応じて柔軟に相談・支援を行う。

## 1-1 誰もが地域で安心して生活できる環境づくり

### (1) 誰もが安心して相談できる体制づくり

#### 【現状と課題】

誰もが安心して相談できる体制づくりには、保健福祉の情報を住民に提供できるシステムが必要不可欠です。情報提供については、広報紙や町ホームページに掲載することで広く周知を図っています。また、制度改正や新たなサービスの開始時にはその都度パンフレットやチラシを配布するなど、その時々に応じた方法によりサービス内容の周知を図っています。

相談支援体制については、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者など、各分野に専門の相談窓口を設けているほか、町社会福祉協議会において、「心配ごと相談所」として弁護士などの専門職による相談会の開催や、法務大臣から委嘱された6名の人権擁護委員（注1）が常時相談を受け付けるなど、様々な相談に対応しています。また、地域では民生委員・児童委員が身近な支援者として活動を行っています。

虐待への対応については、医療機関、サービス事業者の活動や地域コミュニティ内のつながりが早期発見に大きな役割を果たすと期待されています。

生活困窮者等の相談支援については、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が施行され、本町においては、町社会福祉協議会と連携して、地域住民の相談窓口として関係機関と緊密な連携を図り、生活困窮者を的確に把握し、必要とする支援に適切に繋いでいます。

相談支援体制の課題として、高齢・障がい、健康問題、社会的孤立などの課題が複合的に絡み合っている相談への対応も多く、保健師、社会福祉士（注2）などの専門職を中心とした窓口と関係機関、団体と連携した地域ネットワーク（注3）を構築し、支援していくことが重要です。

このため、町では、平成30年度から雫石町地域包括ケアシステム行動計画に基づき取り組んでいる「総合相談窓口」において、令和2年4月から町役場（総合福祉課）、健康センター（健康子育て課）、町社会福祉協議会の3ヶ所を窓口として、相談者を迅速かつ適切に支援窓口につなぐため「つなぐシート」を活用した相談支援体制を実施しています。今後も、各窓口と関係機関と連携した対応を行っていきます。

#### 【目指すべき状態】

住民がいつでも必要な情報を得ることができ、困った時には相談できる場所があり、住み慣れた地域の中で安心して生活することができる。

注1 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づき、人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権の考えを広める啓発活動をしている。法務大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無報酬。

注2 社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された国家資格。高齢者・障がい者・児童などすべての領域を対象とした相談援助の福祉専門職。

注3 ネットワーク：一般的な意味は、放送網、通信網、回線網のこと。関係分野における情報網等による連絡組織のことも表す

## 【施策内容と活動指標】

### ①保健・福祉の情報提供

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等            |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町広報紙及びホームページを活用し、保健福祉サービス情報を提供します。</li> <li>● ふれあいサロン、老人クラブ、行政区等の町民が集まる機会を利用して、チラシ配布又は職員が出向いて各種サービス等の情報提供を行います。</li> <li>● 町社会福祉協議会と連携を図り、効果的な情報提供方法を検討します。</li> <li>● 保健・福祉分野の制度や相談窓口が一目でわかるガイドブック等を作成します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>健康子育て課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                 |
| 町ホームページ掲載件数※1   | 件  | 85        | 60  | 60  | 60  |                 |
| 町広報紙掲載件数※2  | 件  | 116       | 105 | 105 | 105 |                 |

※1 R3 以降計画値は H29 計画値と同様。

※2 「福祉のページ」として集約したことによる件数減。

### ②相談支援体制の充実

| 施 策 内 容   |  |  |  |  |  | 担当課等                       |
|---|--|--|--|--|--|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町広報紙及びホームページにより、相談場所・日程等の情報を発信します。</li> <li>● 相談支援に携わる者の資質の向上を目的に研修会を開催します。</li> <li>● 民生委員・児童委員、保健師、各種相談員・相談支援機関、保育士、教諭などが連携した相談支援体制の構築に努めます。</li> <li>● 相談を受けた各種相談員、相談機関等が、適切な相談先へ繋ぐことが出来るよう、ネットワークの構築及び相談機関との情報共有を推進します。</li> <li>● 町地域包括支援センターや児童家庭相談窓口、障がい者虐待相談窓口では、24 時間相談受付を実施し、その他相談機関においても電子メール、留守番電話等を活用した時間外相談受付体制の充実に努めます。</li> <li>● 民生児童委員、地域コミュニティ組織、社会福祉協議会等と連携を図るとともに、庁内でも横断的な連携により生活困窮者の早期の発見・把握に努めます。</li> <li>● 福祉事務所が設置する自立相談支援機関や町内における各種相談支援機関と連携し、町民の身近な相談窓口として生活困窮者の相談に対応し、状況に応じた支援機関に適切につながります。</li> <li>● 保健福祉サービス等の当町独自施策と「生活困窮者自立支援法」に基づく施策を組み合わせた包括的な支援により、支援効果の向上に努めます。</li> <li>● 多職種連携事業（意見交換会、事例検討会、研修等）を実施し、関係機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。</li> </ul> |  |  |  |  |  | 総合福祉課<br>健康子育て課<br>社会福祉協議会 |

| 活動指標                            | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------------------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| <u>民生児童委員研修</u> <sup>※1</sup>   | 回  | 12        | 10  | 12  | 10  |
| <u>合同相談事例検討会議</u> <sup>※2</sup> | 回  | 4         | 6   | 6   | 6   |
| 生活困窮者相談支援件数                     | 件  | 54        | 56  | 56  | 56  |

※1 民生委員改選期による新人研修分による回数の増減。

※2 民生委員・児童委員、保健師、相談支援専門員、各種相談員等が合同で開催する相談事例検討会議。

### 【成果目標】

| 成果目標                        | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|-----------------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| <u>相談内容解決率</u> <sup>※</sup> | %  | 100       | 100 | 100 | 100 |

※相談内容解決率：役場、社会福祉協議会において、相談した内容の目的が達成され悩みが解決された件数／相談延べ件数

## (2) 消費者支援の充実

### 【現状と課題】

悪質商法や特殊詐欺は年々巧妙化・複雑化しており、社会経験の少ない若者や、判断能力の乏しい高齢者が被害に遭いやすくなっています。また、住民の生活環境は、経済社会の多様化、国際化などに伴って急速に変化しており、消費者問題は複雑多様化し、幅広い領域に及んでいます。

近年は消費者救済資金の貸付件数、貸付金額ともに減っては増える横ばい状態のため、今後も消費者（住民）を救済するため継続的な啓発活動と支援が求められています。

また、大手通信会社の下請けを騙り固定電話の契約を変更させる手口が未だ後を絶たず、勧誘時の契約内容と実際の契約内容や状況が異なっている等の被害が出ています。さらに、携帯電話やスマートフォン、タブレット型端末の普及に伴い、子どもたちが気軽にインターネットに接続できる環境が整備されたことから、契約等に関する被害は高齢者に留まらず、幅広い年齢に影響を及ぼすことが想定されます。悪質商法や特殊詐欺から消費者を守ることが求められております。

### 【目指すべき状態】

消費者トラブルに関する情報をいつでも誰でも入手することができることで、悪質商法や特殊詐欺による被害が最小限に抑えられ、また、消費者トラブルや被害にあった時は、誰もが相談しやすい環境ができています。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①啓発活動の強化

| 施策内容  |    |           |    |    |    | 担当課等         |
|---|----|-----------|----|----|----|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 巧妙・複雑化する悪質商法・特殊詐欺などの情報を町ホームページや広報紙等により情報提供します。</li> <li>● 町民を対象に、チラシを配布するとともに、悪質商法や特殊詐欺に関する出前消費者講座を開催します。</li> </ul> |    |           |    |    |    | 総合福祉課<br>防災課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R3 | R4 | R5 |              |
| 消費者情報の町広報紙<br>掲載回数*   | 回  | 8         | 6  | 6  | 6  |              |
| 出前講座回数<br>(チラシ配布のみを含む)  | 回  | 1         | 1  | 1  | 1  |              |

※元年の実績値が多かったことによる計画値の減。



②消費者相談支援の充実

| 施策内容  |    |           |     |     |     | 担当課等  |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合福祉課に相談窓口を設置するとともに、消費生活相談員を配置します。</li> <li>● 心配ごと相談員、人権擁護委員等と連携し、心配ごと相談所を開設し相談支援を行います。</li> <li>● 広域市町と共同で盛岡市消費生活センターの運営をサポートし、相談支援及び啓発を充実します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |       |
| 消費生活相談件数*   | 件  | 41        | 30  | 30  | 30  |       |
| 心配ごと相談所開催数  | 回  | 12        | 12  | 12  | 12  |       |

※R3以降計画値はH29計画値と同様。

③消費者救済支援の充実

| 施策内容   |    |           |     |     |     | 担当課等  |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多重債務者の救済支援のため、県消費者信用生活協同組合及び関連金融機関と債務整理・生活再建等に要する資金の貸付資金の預託について契約して貸付事業を行います。</li> <li>● 生活再建資金については、県消費者信用生活協同組合及び関連金融機関と生活再建等に要する資金の貸付資金の預託について契約し貸付事業を行います。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |       |
| 消費者救済資金利用者数*   | 人  | 13        | 10  | 10  | 10  |       |

※消費者救済資金及び生活再建資金の利用者数の合計。維持、もしくは減を計画値とする。

【成果目標】

| 成果目標       | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| 消費者トラブル解決率 | %  | 100       | 100 | 100 | 100 |

### (3) 福祉サービス利用への支援とサービスの質の向上

#### 【現状と課題】

苦情解決体制の充実については、サービス事業者ごとに苦情相談の窓口を設置し、苦情の解決のために適切に対応することとされています。また、サービス事業者には、第三者委員の設置が義務付けられているほか、岩手県福祉サービス運営適正化委員会等においても苦情解決の相談を行っています。しかしながらサービス利用者の中には「制度を知らないため相談できない」、「日頃のサービス利用でお世話になっているから苦情を言えない」という人もいる等、直接サービス事業者に対し苦情を言いにくい状況となっています。このことから、町民が気軽に相談や苦情を寄せることができ、迅速かつ適切に苦情の解決が図られる体制を整備する必要があります。

福祉サービスの評価と情報公開については、自己評価及び第三者評価(注1)を各サービス事業者が自主的に取り組むこととされていますが、実施している事業者は少ないのが現状です。しかし、自己評価及び第三者評価を行い、改善を図ることが利用者へのサービス向上につながることから、サービス事業者が適切な自己評価及び第三者評価に取り組むための支援が必要です。

また、利用者がサービス事業者を選択するための情報が不足しないよう、サービス事業者は、情報の公表制度以外にもホームページ等を活用しより詳細な情報公開を推進する必要があります。

#### 【目指すべき状態】

介護・福祉サービス事業者の情報が容易に入手ことができ、安心して福祉サービスを利用することができる。

注1 第三者評価：県が認証した公平・中立な評価機関が、県が定めるサービス評価基準に基づいて、事業者の提供するサービスの評価を行い、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することにより、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するもの。

## 【施策内容と活動指標】

### ① 苦情解決体制の充実

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等             |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者に関わる介護支援専門員、町社会福祉協議会職員、町地域包括支援センター、民生委員・児童委員、各種相談員等の連携を強化します。</li> <li>● サービス利用者からの様々な相談・苦情がサービス内容の改善につながるよう、適切な解決体制の充実に努めます。</li> <li>● サービス事業者だけで解決できない問題は、行政と事業者が連携を図りながら速やかな解決を促します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                  |
| 苦情等事例検討会議   | 回  | 0         | 随時  | 随時  | 随時  |                  |

### ② 福祉サービスの評価と情報公開の推進

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等  |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己評価及び第三者評価をサービス事業者へ周知し、評価を実施するよう働きかけます。</li> <li>● サービス事業者がホームページ等を活用して事業内容等を利用者へ周知するよう働きかけます。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |       |
| <u>事業者への啓発回数*</u>   | 回  | 2         | 1   | 1   | 1   |       |

※R3以降計画値はH29計画値と同様。

## 【成果目標】

| 成果目標              | 単位  | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|-------------------|-----|-----------|-----|-----|-----|
| 苦情解決率             | %   | 100       | 100 | 100 | 100 |
| 県が実施する第三者評価受審事業者数 | 事業者 | 0         | 0   | 0   | 1   |

## (4)権利擁護体制の充実(雫石町成年後見制度利用促進基本計画)

### 【現状と課題】

現在の権利擁護体制は、認知症（注1）や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方の権利を擁護し、支援するための制度として成年後見制度と日常生活自立支援事業が整備されています。

町の現状として、知的障がい、精神障がい者が増加傾向であること、高齢化率が40%に達する見込みであることから、成年後見制度等のニーズは高まることが想定されますが、成年後見制度については、制度利用が十分でない状況にあります。

要因としては、制度内容が知られていないことや相談機関が不明確であること、手続きが繁雑であること、成年後見人等の多くを担う専門職に限りがあるため、担い手の確保が難しいこと、成年後見人等の活動に対する支援体制が整っていないことなどが挙げられます。

ニーズの高まりに対応し、適切な制度利用につなげるためには、一連の支援体制や地域の保健・医療、福祉、司法の連携体制を整備する必要があります。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。本法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。

また、市町村においては、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める」こと「中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずる」ことが努力義務とされています。

こうしたことから、制度の一層の利用促進を図るため、盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町及び矢巾町の2市3町の共同で、令和2年4月に中核機関となる「盛岡広域成年後見センター」を開設しました。

また、町では本項目を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（雫石町成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、総合的かつ計画的に推進していきます。

### 【目指すべき状態】

判断能力に不安のある方の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、権利擁護体制が整い、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる。

注1 認知症：後天的な脳の器質的障がいにより、記憶力や判断力などの認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態を指す。人によっては「怒りっぽくなる」、「不安になる」などの症状も現れる。

## 【施策内容と活動指標】

### ①地域連携ネットワークの構築と充実

| 施 策 内 容  |    |           |    |    |    | 担当課等  |
|--|----|-----------|----|----|----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域連携ネットワークを構築し、地域住民、行政、関係機関等による連携体制強化を図ることで、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるとともに、チームに対する専門的助言や相談対応、困難ケースへの対応等を図ります。</li> <li>● 地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関（盛岡広域成年後見センター）を盛岡広域5市町の共同で設置し、「特定非営利活動法人成年後見センターもりおか」への委託により運営します。</li> <li>● 中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、等の機能を担い、町や関係機関と協働し、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化し、成年後見制度の利用支援のほか、地域の専門職等と連携し、体制構築を図っていきます。</li> <li>● 成年後見制度の手続きが円滑に進められるよう、中核機関と連携し支援を行います。</li> <li>● <u>市民後見人（注1）</u>養成講座を実施し、担い手の確保を進めるとともに、修了者に対してはスキルアップの機会を設け、市民後見人が一定の知識や心構えを習得し、後見活動に対する支援を受けられる場を確保します。</li> <li>● 各種専門職団体・関係機関の、協力・連携強化を協議する協議会を開催し、情報の共有化を図ります。</li> </ul> |    |           |    |    |    | 総合福祉課 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R3 | R4 | R5 |       |
| 成年後見申立て支援件数  | 件  | 3         | 3  | 4  | 5  |       |
| 市民後見人養成講座等開催   | 回  | 3         | 3  | 3  | 3  |       |
| 連絡協議会開催  | 回  | 2         | 2  | 2  | 2  |       |

注1 市民後見人：一般の市民による後見人（専門職以外の人で本人と親族関係がなく、主に社会貢献のため養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術などを身に付けたうえ、家庭裁判所から選任された後見人）。

②制度の普及啓発と利用促進

| 施策内容   |    |           |     |     |     | 担当課等             |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種会議、町広報紙、町ホームページ等において、成年後見制度や市民後見人等の権利擁護に関する情報発信を行うとともに、講演会や研修会、出前講座等の開催など、住民及び関係機関等を対象として、幅広く広報及び啓発を行います。</li> <li>● 住民からの権利擁護に関する相談にあたっては、町、社会福祉協議会、中核機関等が互いに連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の相談に対応します。</li> <li>● 高齢者や障がい者、児童に対する虐待通報があった場合は、関係機関と連携し直ちに対応します。</li> <li>● 経済的な問題や、申立てを行う支援者がいない等の理由で、成年後見制度を利用することが困難な方を支援するため、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成（成年後見制度利用支援事業）を行います。</li> <li>● 高齢者や障がい者に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理のお手伝い（日常生活自立支援事業）をします。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                  |
| 日常生活自立支援事業<br>利用者数   | 人  | 15        | 17  | 18  | 19  |                  |
| 権利擁護相談件数<br>(中核機関含む)   | 件  | 18        | 30  | 30  | 30  |                  |
| 権利擁護研修会等   | 回  | 0         | 1   | 1   | 1   |                  |

【成果目標】

| 成果目標             | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| 市民後見人養成講座修了者     | 人  | 0         | 4   | 6   | 8   |
| 成年後見制度利用支援事業利用者数 | 人  | 4         | 4   | 4   | 4   |

## 1-2 自立した地域生活を支援するサービスの充実

### (1) 福祉サービス事業所と地域との連携

#### 【現状と課題】

誰もが自立した地域生活を送るためには、高齢者、障がい者、子どもの種別にとらわれず、一体的な連携体制が必要になります。また、福祉サービス（以下「サービス」という）は、地域を中心に展開されており、住民はもとより、地域にある様々な資源（場所や人など）とサービス事業所等の連携による地域福祉推進が求められています。このようなことから、サービス事業所と地域の連携による地域特性を活かしたサービスへの期待は高まっています。また、地域のニーズに応じたサービスや活動を行うために、サービス事業所等と地域住民との間で、相互に地域内で果たすべき役割を認識し、地域課題等の解決を図るために地域ネットワークづくりを進める必要があります。

教育との連携については、福祉の理解を進めるうえで、学校教育における取り組みが大切です。町内では、現在も福祉施設等との交流を実施している学校もありますが、こうしたサービス利用者等と直接触れ合う機会を創出し継続することが、児童・生徒のより一層の福祉理解を得られることから、学校やサービス事業所の理解と協力が必要です。また、ボランティア活動の意義を学ぶうえで、高齢者や障がい者の疑似体験やボランティア活動を体験することも重要なことから、車いす・白杖体験や施設訪問などの活動を支援する必要があります。

ボランティアとの連携については、一部のサービス事業所でボランティアやボランティア団体が活動しているものの、事業所によって取り組みに差があるのが現状です。高齢者や障がい者などの要援護者が地域で自立した生活を送るためには、町社会福祉協議会に設置しているボランティア活動センターが調整役となり、さらなるサービス事業所と地域のボランティアとの連携体制を充実させていくことが必要です。

#### 【目指すべき状態】

地域とサービス事業所とのネットワークが構築されるとともに、学校や保育所（園）がサービス提供事業所等の協力のもと福祉教育を行う環境ができている。また、ボランティア活動センターが中心となり、ニーズに合った活動が活発に行われ、高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送ることができる。

## 【施策内容と活動指標】

### ①地域ネットワークの充実および教育との連携

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等                 |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス事業所と地域の連携を支援するとともに、地域ネットワークに必要とされる一体的な連携を推進します。</li> <li>● ボランティア活動センターが主体となり、関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報の周知に取り組みます。</li> <li>● 学校等と連携し、児童・生徒が地域課題を検討する活動やボランティア活動を支援します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協<br>議会 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                      |
| 学校等での出前ボランティア講座数  | 数  | 9         | 10  | 10  | 10  |                      |

### ②ボランティアとの連携

| 施 策 内 容  |    |           |     |     |     | 担当課等        |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● サービス事業所とボランティア団体が双方の事業（活動）内容を理解できるよう情報の周知に取り組みます。</li> <li>● ボランティア活動センターが中心となり、サービス事業所とボランティアの連絡体制の構築に取り組みます。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 社会福祉協<br>議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |             |
| ボランティア情報誌発行回数  | 回  | 6         | 6   | 6   | 6   |             |
| ボランティア相談件数   | 件  | 423       | 430 | 440 | 450 |             |

## 【成果目標】

| 成果目標                    | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|-------------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| ボランティア団体のサービス事業所への訪問回数※ | 回  | 36        | 3   | 3   | 3   |

※新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた目標値。



## (2)地域医療の充実と連携強化

### 【現状と課題】

住み慣れた地域で自立した生活を送ることを希望する町民は多く、急速な少子高齢化の進展や多様な家族形態が増えたこと等により、それぞれの地域の特性に応じた環境づくりが求められています。

また、高齢化の進展に伴い、加齢によって生じる慢性疾患等の罹患や要介護状態になるなどの健康上の不安を抱えながらも、自分らしく生活できる地域社会の構築が求められます。このことから、在宅医療や自宅での看取りなど、それに伴う家族の介護負担の軽減が求められており、医療機関、居宅介護事業所、訪問看護事業所等の関係者が情報の共有を図るためのネットワークづくりが重要となっています。

認知症についても、支援に携わる医療及び介護等関係機関の情報共有、連携の必要性はこれまで以上に高まっています。

在宅医療においては、医療的ケアとして褥瘡管理、経管栄養管理を行うことが多く、在宅医療が必要になる前の生活が比較的自立している頃からの高齢者の低栄養予防が重要であると考えられるため「食べること」を大切に健康教室や個別指導・相談の取組みを実施していく必要があります。今後は、住民の健康的な生活の向上に向けて、保健・医療・福祉の連携により、健診・介護予防と医療が密接につながった効果的な事業を展開していく必要があります。

### 【目指すべき状態】

医療機関及び関係機関の連携が図られ、医療従事者の体制が整い、在宅医療が充実し、いつでも誰でも安心して受診できる。また、疾病予防の取組みが定着し、住民の健康意識が高まっている。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①地域医療の充実

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等                            |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療情報の発信と疾病予防の取組み等により健康意識の普及・啓発に取り組めます。</li> <li>● 零石診療所の機能強化を図るとともに、医療連携室を中心に他の医療機関や福祉事業所等と連携した入退院支援に取り組めます。</li> <li>● 訪問診療・往診体制の強化に取り組めます。</li> <li>● 訪問看護の理解を深め在宅療養支援能力を高めるため、看護師の研修を行います。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 健康子育て課<br>零石診療所<br>総合福祉課<br>町民課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                                 |
| 訪問診療延べ人数  | 人  | 503       | 500 | 500 | 500 |                                 |
| 町広報紙での医療情報<br>発信件数※   | 件  | 64        | 40  | 40  | 40  |                                 |

※新型コロナウイルス感染症の影響で元年の実績値が多かったことにより、R3以降の計画値の減。

②保健・医療・福祉の連携強化

| 施策内容   |    |           |     |     |     | 担当課等                                       |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健・医療・福祉の各関係者による意見交換会及び事例検討会を実施します。</li> <li>● 他の職種への理解を深めることを目的とした勉強会や事業所見学等を開催します。</li> <li>● 保健・医療・福祉関係事業所が主体的に連携できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。</li> <li>● 医療機関及び介護事業所、訪問看護ステーション等の連携体制の構築に取り組みます。</li> <li>● 町の広報紙や町民向けの講演会等により在宅医療等の周知を行います。</li> <li>● 患者（利用者）の情報を複数の支援者で共有できる仕組み作りについて検討します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 健康子育て課<br>雫石診療所<br>総合福祉課<br>町民課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |  |
| 意見交換会及び研修会<br>開催回数※  | 回  | 13        | 8   | 10  | 10  |  |

※新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた目標値。

【成果目標】

| 成果目標     | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|----|-----------|-----|-----|-----|
| 在宅医療の認知度 | %  | 68.0      | 70  | 71  | 72  |

### (3) 社会福祉協議会による地域支援の充実

#### 【現状と課題】

社会福祉法において町社会福祉協議会は、地域福祉の推進の役割を担うことが明確化されており、平成 17 年度に「雫石町地域福祉活動計画」を、平成 27 年度には「第二次雫石町地域福祉活動計画」を策定し、多様な事業に継続的に取り組んでいます。また、地域福祉活動への町民参加については、町社会福祉協議会が町ボランティア活動センターを設置するとともに、ボランティア担当職員及びボランティアコーディネーター（注1）を配置し、地域のニーズに対応した事業を展開しています。

また、少子高齢化の進展と核家族や一人暮らし世帯の増加等により、地域でも見守り・支え合い活動の需要が高まっています。民生委員・児童委員の活動も複雑多岐にわたっており、地域住民みんなが民生委員・児童委員の活動を補助しながら見守りや安否確認などを行うことも重要です。

今後、町民参画による事業展開を行うにあたり、町社会福祉協議会そのものの理解を深め、町民の関心をより一層高める必要があります。また、町地域福祉計画を効果的に展開するため、ボランティア団体等の多様な福祉活動との連携や、町民参画による協働の地域福祉を推進することが必要です。

#### 【目指すべき状態】

町社会福祉協議会活動の活動が町民に浸透するとともに、地域で福祉活動を行っている人や団体、ボランティアの活動を社会福祉協議会が支援する体制ができ、町民参画による地域支援体制が充実している。

注1 ボランティアコーディネーター：ボランティア活動において、先導的、指導的役割を果たす人。

## 【施策内容と活動指標】

### ① 雫石町社会福祉協議会活動の推進

| 施 策 内 容  |    |           |     |     |     | 担当課等             |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉を進める公共的な組織としての町社会福祉協議会の役割を、広報等の情報媒体を活用し情報を提供することにより、町民の理解を深めます。</li> <li>● 町の地域福祉計画と町社会福祉協議会の地域福祉活動計画との整合性を図り、事業を展開します。</li> <li>● ボランティア団体等と多様な福祉活動の協働のため、町社会福祉協議会（ボランティア活動センター）がパイプ役となり連携を図りながら支援します。</li> <li>● 町民参加による協働の地域福祉を推進するために、小地域活動の一つである「ふれあいサロン（注1）」の普及と適切な事業展開を支援します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                  |
| 社会福祉協議会だより<br>発行回数   | 回  | 3         | 3   | 3   | 3   |                  |

## 【成果目標】

| 成果目標              | 単位 | R元<br>実績値 | R 3    | R 4    | R 5    |
|-------------------|----|-----------|--------|--------|--------|
| 町社会福祉協議会事業延べ参加者人数 | 人  | 55,157    | 55,000 | 55,000 | 55,000 |

注1 ふれあいサロン：町社会福祉協議会において、推進する高齢者の集いの場の呼称。地域の高齢者が集い、交流を深める生きがいがづくりの場。

## 1-3 協働で推進する地域福祉づくり

### (1) 地域福祉活動の推進

#### 【現状と課題】

町民参画による地域福祉活動は、主に民生委員・児童委員が地域の担い手として、それぞれの地域の特徴を生かした地域住民の支え合い活動が行われており、敬老会への協力や老人クラブによる清掃活動、郷土芸能伝承活動等、様々な取り組みが行われています。

一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という）に対しては、行政区単位で自主防災組織を基幹とする地域コミュニティ組織等において、日常の見守り及び声掛け活動などを行っている地区もあります。

福祉ボランティア団体が運営している「ふれあいサロン」は、各地域で健康体操やレクリエーションなどの活動を定期的に行っており、参加者や地域からの評価も高く、その良さが理解され浸透してきています。その他、個人ボランティアや地域の若者による除雪や草刈り活動なども行われています。

今後、地域福祉活動を強化・充実させるためには、住民一人ひとりが日頃から行政区や隣近所などで関わり合いから「支え合い・助け合い」の意識を持ち、地域内の日常の見守り活動を継続していくことが必要です。また、行政や社会福祉協議会は、住民や地域の様々な活動をコーディネートし、連携して支援できる体制づくりを進める必要があります。

#### 【目指すべき状態】

地域コミュニティ活動が活発化し隣近所を中心に見守り活動等の充実が図られ、ひとり暮らし高齢者等支援を必要とする要支援者や子どもが地域で安心して生活することができる。また、一人一人のお互いさま意識が高まり、身近な地域での支え合い・助け合い体制が構築されている。

## 【施策内容と活動指標】

### ①町民参画による地域福祉活動の推進

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等   |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要支援者支援のため、民生委員・児童委員と連携を図り、隣近所による見守り体制づくりに取り組みます。</li> <li>● 地域コミュニティの組織化を推進するとともに、災害時に要支援者を迅速に援助できる体制づくりを支援します。</li> <li>● 町民の「支え合い・助け合い」意識の啓発に努めます。</li> <li>● 町民が相互に交流を図ることができる環境づくりを支援します。</li> <li>● 地域福祉に関する活動への町民の参加を促す活動を支援します。</li> <li>● 災害発生時に聴覚障がい者や視覚障がい者等が、情報を迅速かつ確実に入手し、避難できるよう情報伝達体制づくりを進めます。</li> <li>● 町ボランティア活動センターを中心に、個人ボランティア及びボランティア団体の活動を支援します</li> <li>● 町社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティア、自治会長等の連携強化を図ります。</li> <li>● 「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や多様な団体が参画できる機会を地域とともに創ります。</li> <li>● 多世代交流の場を提供することで、住民同士の繋がりを作ることを目的とした子育て子ども食堂を開催します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 政策推進課<br>地域づくり推進課<br>防災課<br>総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |  |
| 地域コミュニティ活動支援実施回数  | 回  | 66        | 68  | 70  | 72  |  |

### ②若者の地域福祉活動の推進

| 施 策 内 容   |    |           |     |     |     | 担当課等              |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政区や地域コミュニティ団体等において、若者や親子が参画できる行事の実施を推奨・支援します。</li> <li>● 若者の参加が多い地域事業例を、ホームページ・広報紙等で情報提供します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 地域づくり推進課<br>総合福祉課 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                   |
| 地域コミュニティ事業の広報・HP掲載回数  | 回  | 10        | 10  | 12  | 12  |                   |

③コーディネート機能の強化

| 施策内容   |    |           |     |     |     | 担当課等             |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動に対する相談支援を町社会福祉協議会が担い、要支援者に対する相談支援を行政が連携、調整しコーディネートします。</li> <li>● 町社会福祉協議会と行政が連携し、行政区の課題解決システムづくりに努めます。</li> <li>● 地域活動の相談役として、<u>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）（注1）</u>の育成とスキルの向上に努めます。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                  |
| コミュニティソーシャルワーカー認定者数  | 人  | 5         | 5   | 5   | 5   |                  |

【成果目標】

| 成果目標                        | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|-----------------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| <u>地域コミュニティ機能を有する行政区率</u> ※ | %  | 100       | 100 | 100 | 100 |

※地域コミュニティ機能を有する行政区率：地域コミュニティ機能を有する行政区／町内行政区数

注1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するスタッフ。

## (2) ボランティア・NPO活動の支援及びネットワークの充実

### 【現状と課題】

令和元年度末現在、本町の保健・医療・福祉に関する活動を行っているNPO法人は、10法人となっています。

ボランティア活動については、活動拠点として町総合福祉センターが位置づけられており、ボランティア活動センターが主体となり、調整役やボランティア情報紙発行等の活動を行っています。

今後、行政は、ボランティア活動センターとの連携・体制強化に取り組みながら、新しいボランティア団体やNPO等の設立と活動の充実に向けた相談・支援を推進する必要があります。

### 【目指すべき状態】

ボランティア・NPO団体のネットワークが構築され、団体相互に連携し町民のニーズにあった活動が積極的に行われている。

### 【施策内容と活動指標】

#### ① ボランティア・NPO活動の積極的な情報提供

| 施 策 内 容  |    |           |    |    |    | 担当課等                                 |
|--|----|-----------|----|----|----|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しいボランティア団体やNPO等の設立を促すために、必要な情報提供を行います。</li> <li>● 個人でもボランティア活動できるよう、町社会福祉協議会と町が連携し、地域で行われるボランティア活動について、情報発信します。</li> </ul> |    |           |    |    |    | 総合福祉課<br>地域づくり<br>推進課<br>社会福祉協<br>議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R3 | R4 | R5 |                                      |
| ボランティア情報誌発行回数  | 回  | 6         | 6  | 6  | 6  |                                      |



②ボランティア・NPO活動の支援

| 施策内容   |    |           |    |    |    | 担当課等                                 |
|--|----|-----------|----|----|----|--------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア団体とNPO法人が連携した活動ができるよう支援します。</li> <li>● ボランティア団体やNPO等の新たな団体立上げに必要な支援をします。</li> <li>● ボランティア・NPO等の活動を支援し、活動拠点が必要な場合は、公共施設や空き店舗等の状況を情報提供します。</li> <li>● 町社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、町民のボランティア活動を支援します。</li> <li>● 災害ボランティアセンターの立ち上げと運営に必要な支援をします。</li> </ul> |    |           |    |    |    | 総合福祉課<br>地域づくり<br>推進課<br>社会福祉協<br>議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R3 | R4 | R5 |                                      |
| ボランティア団体登録数  | 団体 | 50        | 49 | 50 | 51 |                                      |
| 町内福祉関係NPO団体数   | 団体 | 10        | 10 | 11 | 11 |                                      |

【成果目標】

| 成果目標                 | 単位 | R元<br>実績値 | R3  | R4  | R5  |
|----------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| <u>ボランティア登録者割合</u> ※ | %  | 6.9       | 7.1 | 7.4 | 7.7 |

※ボランティア登録者割合：雫石町におけるボランティア登録者／雫石町の人口

## 1-4 福祉教育の充実

### (1) 青少年による地域福祉活動の推進

#### 【現状と課題】

近年の子どもたちは、モバイルゲームやスマートフォン・タブレットの普及等により、家の中で、一人あるいは少人数で遊ぶ傾向にあります。小学生は、子ども会活動が行われているものの、地域とのつながりが希薄になりつつあるのが現状です。郷土芸能伝承活動により地域文化を継承しながら、隣近所との交流を深めている地域もありますが、地域の中で異年齢の子ども達の交流の機会等も少なくなっています。また、近所づきあいの減少により、地域での道徳や福祉の教育の場も少なくなってきました。

児童館(注1)や放課後児童クラブ(注2)においては、支援員が配置されており、異年齢児童の交流の場として期待されることから、その活動を通じて道徳と福祉に対する理解を深める必要があります。また、自然豊かな本町の特徴を活かし、地域での様々な体験活動を通じて、子供たちの生きる力を育むための子ども会活動等を支援する必要があります。

#### 【目指すべき状態】

児童館や放課後児童クラブが子どもたちの交流の場として定着し、地域でも異年齢の子どもが交流できる活動が行われている。また、子ども会活動や伝統・文化・技術の伝承活動などにより、子どもから高齢者まで様々な世代の人が積極的に交流している。

注1 児童館：児童福祉法に基づく児童厚生施設。児童の心身の正常な発達を目的として健全な遊びを助長する拠点となり、児童に遊び、スポーツ、読書などを指導するだけでなく、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動、放課後児童健全育成事業など、子育て支援の場として幅広い活動をしている。

注2 放課後児童クラブ：就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童などに対し、授業終了後に児童厚生施設等の身近な社会資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその育成・指導・遊びによる発達の助長などのサービスを行うクラブ。

## 【施策内容と活動指標】

### ①青少年による地域福祉活動の推進

| 施策内容   |    |           |       |       |       | 担当課等                              |
|--|----|-----------|-------|-------|-------|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童館運営事業や放課後児童健全育成事業を推進し、異年齢児の交流の場の確保・充実に取り組みます。</li> <li>● 子どもたちが参加しやすい行政区等での支えあい活動の実施を支援します。</li> <li>● 各地区の世代間交流やボランティア活動を情報発信することにより、地域福祉活動の活性化を促進します。</li> <li>● 子ども会活動が地域に根ざした活動となるよう、取り組みを支援します。</li> </ul> |    |           |       |       |       | 生涯学習スポーツ課<br>子ども子育て支援室<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3   | R 4   | R 5   |                                   |
| 児童館延べ利用者数※1  | 人  | 3,253     | 3,000 | 3,000 | 3,000 |                                   |
| 放課後児童クラブ登録者数※2   | 人  | 391       | 355   | 350   | 345   |                                   |
| 子ども会リーダー研修会参加者数  | 人  | 13        | 15    | 15    | 15    |                                   |
| 保育所児童の福祉活動回数※3   | 回  | 40        | 40    | 40    | 40    |                                   |

※1 児童減少に伴う減。

※2 児童減少に伴う減。

※3 保育所児童の福祉活動回数：各保育所等で福祉施設を訪問したり、老人クラブやふれあいサロンとの交流会などを行った回数。

## 【成果目標】

| 成果目標         | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| 地域学校協働活動※実施校 | 校  | —         | 6   | 6   | 6   |

※地域学校協働活動：地域学校協働活動推進員による、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子どもの成長を支え、地域創生するための活動。

## (2) 福祉教育の充実

### 【現状と課題】

町内の小中学校では、福祉施設入所者との交流や地域の活動に積極的に関わることで、ボランティアに対する意識の醸成に努めています。このようなことから、町社会福祉協議会では、町内の小・中学校及び高等学校のボランティア教育やボランティア活動を支援しています。中学校においては、防災学習、福祉施設における体験学習、国道や幹線道路の清掃活動を行っています。このようなボランティア活動の意義を学ぶうえで、直接体験することは理解を深める最良の活動であることから、今後もその活動を支援する必要があります。

こうしたことから、行政だけではなく学校や地域、家庭等それぞれにおいて、福祉や地域活動に関する教育が必要です。

### 【目指すべき状態】

町内の小・中・高すべての学校でボランティア活動が活発に行われ、児童・生徒の助け合い・支え合いの気持ちやボランティア意識が高まり、自らの意思でボランティア活動に参加する児童・生徒が増えている。

### 【施策内容と活動指標】

#### ①福祉教育の充実

| 施策内容  |    |           |     |     |     | 担当課等                      |
|---|----|-----------|-----|-----|-----|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各学校、地域での取り組み情報等を、機会を捉え広く発信します。</li> <li>● 町社会福祉協議会では、児童・生徒のボランティア活動を推進するために、実践活動の場を斡旋します。</li> <li>● 学校や地域、家庭において、子どもが体験活動を通じて福祉を学ぶ機会を提供できるよう、学校や地域等での福祉教育を支援します。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 学校教育課<br>総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標  | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                           |
| 学校等での出前ボランティア講座数  | 数  | 9         | 10  | 10  | 10  |                           |
| ボランティア情報誌発行回数   | 回  | 6         | 6   | 6   | 6   |                           |

### 【成果目標】

| 成果目標                | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |
|---------------------|----|-----------|-----|-----|-----|
| 小・中学生のボランティア団体加入者割合 | %  | 2.9       | 3.0 | 3.0 | 3.0 |

### (3) 子ども達のボランティア活動の充実

#### 【現状と課題】

各学校では、キャップハンディ体験（注1）や福祉施設でのボランティア活動を行っています。冬期間の校外ボランティア活動として、定期スノーバスターズ（注2）（雪んこ見守り隊）に毎年、多数の中学生が参加しています。こうした、ボランティア活動に参加したい子ども達が、それぞれの希望に応じたボランティア活動を行うことができるよう支援する必要があります。

また、ボランティア活動を通して、地域の良さやボランティア活動の大切さを理解できることから、「ちょっとしたボランティア（ちょボラ）」を推進し地域の中で子どもを育てる必要があります。

#### 【目指すべき状態】

子ども達の助け合い・支え合いの気持ちやボランティア意識が高まるとともに、身近にボランティアできる場所・機会がたくさんあり、積極的に活動している。

#### 【施策内容と活動指標】

##### ①子ども達のボランティア活動の充実

| 施 策 内 容  |    |           |     |     |     | 担当課等             |
|--|----|-----------|-----|-----|-----|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども達が、地域の中でボランティア活動に参加できるよう、地域コミュニティや行政区の活動を支援します。</li> <li>● 町社会福祉協議会では、子ども達が希望に応じたボランティア活動ができるよう、関係機関と連携しプログラムの企画・立案に努めます。</li> </ul> |    |           |     |     |     | 総合福祉課<br>社会福祉協議会 |
| 活動指標   | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5 |                  |
| ボランティア出前講座<br>開催学校数  | 校  | 4         | 6   | 7   | 7   |                  |
| スノーバスターズ中高<br>生延べ参加者数  | 人  | 259       | 260 | 260 | 260 |                  |

注1 キャップハンディ体験：障がい者が毎日の生活の中で直面している不自由さなどを、障がいを持たない人が実際に体験すること。「キャップハンディ」とは、「ハンディキャップ」の前後を入れ替えて造られた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という意味が込められている。

注2 定期スノーバスターズ：一人暮らし高齢者等の安否確認をしながら、玄関先の除雪作業を行うボランティア

**【成果目標】**

| 成果目標                         | 単位 | R元<br>実績値 | R 3 | R 4 | R 5  |
|------------------------------|----|-----------|-----|-----|------|
| <u>ボランティア体験をした小・中学生の割合</u> ※ | %  | 10.9      | 9.8 | 10  | 10.2 |
| 小・中学生が加入できるボランティア団体数         | 団体 | 40        | 40  | 41  | 41   |

※ボランティアを体験した小・中学生の割合：ボランティア体験をした小・中学生／町内の小・中学校全校生徒数。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた目標値。